

施策評価調書(元年度実績)

				施策コード	I-3-(2)			
政策体系	施策名	障がい者の就労支援	所管部局名	福祉保健部			長期総合計画頁	37
	政策名	障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現	関係部局名	福祉保健部、商工観光労働部、教育庁				

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②
取組項目	障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実	障がい者の工賃向上のための支援の充実

【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する取組No.	基準値		元年度			6年度	目標達成度(%)												
		年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125								
i	①	H26	2	1	5	91.5%	1													
ii	②	H30	17,977	18,314	17,835	97.4%	20,000													

【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i	概ね達成	障がい者雇用アドバイザーが全業種の民間企業を訪問し、業務の創出等の助言や就労系事業所からの人材の掘り起こしを行うとともに、職場指導員の配置企業への奨励金交付による支援や一般企業での障がい者雇入れ体験事業、特別支援学校での就労支援の取り組み等を行った結果、目標値を概ね達成することができた。	概ね達成
ii	概ね達成	単独の障害福祉サービス事業所では受注が困難な大ロット作業等の受注窓口である共同受注センターに地場企業等との協働を進める協議会の設置や、アグリ就労アドバイザーによる事業所職員の栽培技術指導による農福連携の推進、官公需の発注促進等への取り組みを進めてきた結果、目標値を概ね達成することができた。	

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用アドバイザーが全業種の企業等を1,241回訪問し、305人の雇用に結びついた。(前年比+3人) ・新規に知的・精神障がい者を雇用し、指導員を配置する企業に研修実施や奨励金の交付を行った結果、37人の雇用につながった。 ・雇入れ体験事業を145件実施し、84人の雇用につながった。 ・特別支援学校就労支援アドバイザーが、2,152社を訪問し、新規に187社を進路先や実習受入先として開拓した。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等との協力体制構築により、共同受注販売実績額が増加した。(H30:85,003,752円→R1:91,571,475円) ・農業に取り組むB型事業所に対し、アグリ就労アドバイザー等を派遣した結果、支援事業所の平均工賃が向上した。(R1:27事業所、平均工賃月額16,776円(前年比+209円)) ・障害福祉サービス事業所からの物品等の調達を促進した結果、調達額が増加した。(県庁における調達実績 H30:66,871,737円→R1:82,741,989円)

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(元年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①	ICTの活用等による障がい者の在宅就労支援事業	140.0	52
	障がい者就労環境づくり推進事業	98.1	52
	障がい者雇用総合推進事業	120.0	227
	特別支援学校就労支援事業	62.7	260
	特別支援学校キャリアステップアップ事業	100.0	261
②	障がい者工賃向上支援事業	97.4	52

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○大分県障害者施策推進協議会(R1.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設からの一般就労への移行を促進してほしい。 ・B型事業所の平均工賃水準を向上させる取り組みを強化してほしい。 	<p>○大分県障がい者工賃向上推進委員会(R2.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国も農福連携に力を入れている。農業分野に施設の活躍の場が増えていくといい。 ・平均工賃が上がったのは、共同受注センターが企業とつながってきたからだと思う。今後も共同受注センターと企業とが連携し、仕事を取ってほしい。 ・相談支援事業所には、引きこもりの人や人との関わりが難しい人などでB型事業所につながっていない人が相談にくる。そういう人が在宅就労でB型事業所につながるという。
---	--

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
B	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用アドバイザーを倍増(6人→12人)し、全業種の企業訪問等雇用促進に加え、就職した障がい者及び企業の相談に応じる等職場定着を強化する。 ・障がい者雇用アドバイザー、高等技術専門校の障がい者職業訓練コーディネーター・コーチ、特別支援学校の就労支援アドバイザーとハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなどの情報共有等連携強化を図る。 ・最長10日間の雇入れ体験や委託訓練の実施、経営者や人事担当者を対象としたセミナーの開催等により企業の障がい者雇用への理解促進を図る。 ・障がい者の就労施設と相談支援事業所などの地域の支援機関や企業との連携を強化し、障がい者の就労施設からの一般就労への移行を促進する。 ・新規採用した知的・精神障がい者の相談や作業指導を担う社員を配置する企業への奨励金交付により、雇用促進・職場定着を図る。 ・就労時間や移動に制約があるなどの事情で就労困難な障がい者や難病患者の自立支援に向けた、在宅就労の支援体制構築を図る。 ・一般就労を希望する特別支援学校高等部の卒業生を一定期間、県立学校で雇用することにより、一般就労に必要なスキルや労働習慣の習得を支援し、企業への就労へつなげる。 ・専門的な技術指導を行う外部人材を特別支援学校に講師として派遣し、生徒の職業スキルの向上を図る。 ・民間企業等との協働によるB型事業所の工賃向上を図るため共同受注センターに設置した協議会を活用し、販路・受注拡大に向けた取り組みを強化する。 ・B型事業所に専門家を派遣し、経営力の育成・強化による工賃向上を図る。 ・農業に取り組むB型事業所にアグリ就労アドバイザーやサポーター(地域農業者等)を派遣し、農産物の生産や加工に係る技術指導や販路拡大を図る。